

## 【別紙】

### ■指定給水装置工事事業者の指定（新規・更新）を申請される方へ

#### 1. 提出書類について

- ①「指定給水装置工事事業者指定申請書」
- ②「機械器具調書」及び機械器具の「写真」  
※写真は機械器具の種類が（可能なら数も）判別できるように写してください。
- ③営業所の「平面図」、「付近見取図」、「写真」  
※写真は営業所の正面・内部を写したものの
- ④「誓約書」
- ⑤申請者の「住民票」【個人の場合】  
※申請日より3か月以内に取得したもの、写しも可。
- ⑥「定款」又は「寄付行為」の謄本【法人の場合】
- ⑦「登記簿の謄本」【法人の場合】  
※申請日より3か月以内に取得したもの、写しも可。
- ⑧「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」
- ⑨「給水装置工事主任技術者証の写し」
- ⑩指定の更新の場合は、「指定工事店証」
- ⑪（※提出は任意）・「指定給水装置工事事業者 指定時確認事項調書」
  - ・「外部研修の受講証等の写し」
  - ・「資格証（給水装置工事配管技能者、配管技師等）の写し」  
【※分水栓からメーターまでの工事を行う場合のみ】

#### 2. 記入する際の注意事項

- 事業所の所在地（電話番号・FAX）等記入漏れのないようにしてください。
- 機械器具調書の型式（型番）・性能の詳細は必ず記入してください。  
※備考欄には製造メーカー・年式等を分かる限り記入してください。

#### 3. 手数料（新規指定時、指定更新時）について

下記の指定料を指定証交付時に納付ください（指定証と共に納付書をお渡しします）。

- ・指定給水装置工事事業者指定手数料 20,000円（水道事業給水条例第31条第2項）
- ・指定給水装置工事事業者指定更新手数料 3,000円（水道事業給水条例第31条第3項）

#### 4. その他

「町長が指定する給水装置工事に係る給水管及び給水用具」については、町管工事協同組合で販売委託しています（購入時にトラブルのないよう事前にお問い合わせください）。

◎問い合わせ先 町管工事協同組合（立山町米沢17番地 Tel.076-462-2542）